

平成29年1月13日

関係事業者 各位

京都労働局労働基準部健康安全課

ストレスチェックの実施及びその報告について

改正労働安全衛生法に基づき新たに創設されたストレスチェック制度（平成27年12月1日施行）により、常時使用する労働者が50人以上の事業場においては、1年以内ごとに1回のストレスチェックの実施が義務付けられています。

つきましては、初回のストレスチェックを当該制度施行から1年となる平成28年11月30日（以下「実施期限」という。）までに実施し、その実施結果の報告については、様式第6号の2「**心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書**」により事業場を管轄する労働基準監督署に提出していただきますよう、お願いいたします。

また、上記の実施期限内にストレスチェックを実施しなかった場合も、労働安全衛生法第100条及び労働安全衛生規則第52条の21の規定に基づき、「**心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書（様式第6号の2）**」を**所轄の労働基準監督署長に提出する義務がありますので、ご注意ください。**

なお、当該報告を提出しなかった場合は、**労働安全衛生法第120条第5項の規定に基づき、罰則【50万円以下の罰金】の対象**となっていますので、必ず提出されるようお願いいたします。

照会先

京都労働局労働基準部健康安全課

〒604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451

TEL：075-241-3216 FAX：075-241-3219